

日本書紀に現れたる百濟王曆に就いて

鏡山, 猛

<https://doi.org/10.15017/2341043>

出版情報 : 史淵. 15, pp.81-100, 1937-03-30. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

日本書紀に
現れたる 百濟王曆に就いて

鏡 山 猛

(一)

日本書紀編纂にあつては、我國内所傳の記文の外に、支那或は朝鮮の史料を採つて編年を組織しやうとした意圖が看られる。その一例として、神功皇后攝政紀を繙くならば、次の様な支那史料の註記が見出される。

三十九年。是年也大歲已未。

魏志云。明帝景初三年六月。倭女王遣大夫離升米等。詣郡求天子朝獻。大守夏遣東將送詣京都也。

四十年。

魏志云。正始元年。遣建忠校尉梯拂等。奉詔書印授倭國也。

四十三年。

魏志云。正始四年。倭王復遣使大夫伊聲者掖耶約等八人上獻。

六十六年。

是年。晉武帝泰初二年。晉起居注云。武帝泰初二年十月。倭女王遣重譯貢獻。

以上單に治世年數或は大歲干支を書き三ヶ條は魏志倭人傳の原文を引用し、一ヶ條は是年を晉武帝泰初二年にあたるとして、晉起居注の文を引用してゐる。これは書紀編纂にあつて皇代記年の考定に用ひら

れた一つの史料である事を示してゐる。書紀全篇の年記は、色々の材料によつて配序されたであらうが、この神功紀は魏志及び晉起居注によつてその絶對的年代が決定せられたのであつた。即ち編者は兩書に見える「倭女王」を以て神功皇后に比定しやうとしたのである。皇后の即位年代を見ると、やはり魏志倭人傳に説く如く、桓靈の間に倭國大に亂れ、女王卑彌呼立つて初めて治まつた時代に相當してゐる。然し乍ら六十六年の條に引用した晉起居注の倭女王は卑彌呼ではなくして、その宗女壹與である事は魏志の文に明である。編者は不用意にも、二人の倭女王を一人の神功皇后となした事によつて、六十九年といふ永い治世を與えなければならなかつた。神功皇后の御世は、かくして三世紀の前中期（西紀二〇一—二六九）を占める結果となつた。然し乍ら、皇后治世の實年代は兎も角としても、攝政記に現れてゐる百濟の紀事は後述する如く四五世紀の交の事で、干支に於て二運だけ降つた時代のものである。若し以下に述べる如き百濟との交渉が、神功皇后の時代に始つたとするならば、書紀に於ては皇后の治世は、凡そ百二十年實際よりも古く遡つて編年されてゐるといはねばならぬ。従つてこれより後の時代の百濟關係の記事も、内地の所傳と關連せしめて編敍する以上、年代的に大きな混亂が招かれねばならなかつた。此の混亂が先づ如何に百濟王曆の上に現れて來るかをとり上げて問題として見たい。

(一)

以下書紀に引用された百濟史料を順次に列敍して見やう。

一、神功皇后攝政四十七年。千熊長彦を以て百濟の貢物を新羅かすむる罪を問はしむ條の註に千熊長彦者。分明不知。

其姓人。一云武藏國人。今是額田部槻本首等之始祖也。百濟記云職羅那那加比跪者蓋是賦也。

二、神功皇后六十二年。新羅不朝。即年遣襲津彥擊新羅。百濟記云壬午年。新羅不奉禮國。貴國遣沙至比跪令討之。新羅人莊新羅美女二人迎

誘於津。沙至比跪受其美女。反役加羅國。加羅國王已本早岐及兒百久氏。則首至。國沙利。伊羅羅酒。爾汝至等。將其人民。來奔百濟。百濟厚遇之。加羅國王妹既殿至。向大倭啓云。天皇遣沙至比跪以討新羅。而納新羅美女。捨而不討。反我我國。兄弟人民皆爲洗洗。不任憂思。故以來啓。天皇大怒。即遣木羅斤資領兵家來集加羅。復其社稷。一云沙至比跪知天皇怒。不敢公還。乃自竄伏。其妹有幸於皇宮者。比跪密遣使人。問天皇怒解不。妹乃託夢言。今夜夢見沙至比跪。天皇大怒云。比跪何敢來。以皇言報之。比跪知不免入石穴而死也。

三、應神天皇八年。春三月。百濟人來朝。百濟記云。阿花王立死禮於貴國。故奪我枕彌多禮及阻南支侵谷那東韓之地。是以遣王子直支于天。以倭先王之好也。

四、應神天皇二十五年。百濟直支王薨。即子久爾辛立爲王。王年幼。大倭木滿致執國政。與王母相姪。多行無禮。天皇聞而召之。百濟記云。木滿致者是木羅斤資討新羅時娶其國婦而所生也。以父功專於任那。來入我國。往還貴國。承制天皇。執我國政。權重當世。

然天皇聞其奪暴召之。然天皇聞其奪暴召之。

五、雄略天皇二十年冬。百濟記云。蓋鹵王乙卯年冬。猶大車政大城。七日七夜。王城降陷。遂失廚禮。國王及太后王子等皆沒敵手。

以上百濟記。

六、雄略天皇二年。百濟新撰云。己巳年。蓋鹵王立。天皇遣阿禮奴跪。來索女。百濟莊飾慕尼夫人女。曰適稽女。貢進於天皇。

七、雄略天皇五年。百濟新撰云。辛丑年。蓋鹵王遣弟琨支君。向大倭侍天皇。以倭先王之好也。

八、武烈天皇四年。百濟新撰云。末多王無道。暴虐百姓。國人共除武寧立。諱斯麻王。是混支王子之子。則末多王異母兄也。混支何倭時至筑紫島。生斯麻王。王自島還送。不至於京。產於島。故因

名レ島。今各羅海中有三島。王所レ産島。故百濟人號爲三島。今案島王是蓋國王之子也。未多王是混支王之子也。是曰三異母兄。未詳也。

以上百濟新撰。

九、繼體天皇三年春二月。遣使于百濟。

百濟本記云。久羅麻致支彌從日本來。未詳。

十、繼體天皇七年夏六月。百濟遣姐彌文貴將軍。洲利即爾將軍。副穗積臣押山。

百濟本記云。委意斯移麻岐彌。

十一、繼體天皇九年春二月甲戌朔。丁丑。百濟使者文貴將軍等請罷。仍勅副物部連國遣罷歸之。

百濟本記云。物部至連

十二、繼體天皇二十五年春二月。天皇病甚。丁未。天皇崩于磐余玉穗宮（中略）

或本云。天皇二十八年歲次甲寅崩。而此云二十五年歲次辛亥崩。

者取百濟本記爲レ文。共文云。大歲辛亥三月。師進至千安羅。營之德城。是月高麗弒其王安。又聞日本天皇及皇太子俱崩葬。由レ此而云辛亥之歲。當二十五年之矣。後勘校者知レ之也。

十三、欽明天皇二年秋七月。百濟開安羅日本府與新羅通計。遣前部奈率鼻利。莫古奈率宣文。中部奈率木

菟味淳。紀臣奈率彌麻沙等（註）使于安羅。召于新羅。任那執事。謨。建任那。別以安羅日本府河內直

通計新羅。深責罵之。百濟本記云。加不至費直阿賢移那斯佐管麻都等未詳也。

十四、欽明天皇五年二月。又津守連從日本來。百濟本記云。津守連曰。奴跪。而語訛不正。未詳。宣詔勅。而問任那之政。（中略）別謂

河內直都。而語訛未詳其正也。自昔迄今唯聞汝惡。汝先祖等。百濟本記云。汝先祖于陀甲背。加

岐彌。語。俱懷奸僞。誘說爲歌可君。百濟本記云。爲歌岐彌名有非岐。專信其言。不憂國難（中略）乃遣使召日本府

百濟本記云。遣召島。胡波臣。蓋是臣也。與任那（中略）夫任那者以安羅爲兄。唯從其意。安羅人者以日本府爲天。

唯從_二其意_一。百濟本記云。以_二安羅_一爲_レ(中略)於_二印支彌後_一來許勞臣時。百濟本記云。我留_二印支彌_一。新之後至_二既酒臣時_一皆未_レ詳

羅無_二復侵_一逼他境_一。(中略)冬十月百濟使人奈率得文。奈率歌麻等罷歸。百濟本記云。冬十月奈率得文奈卒歌麻等還_レ自_二日本_一曰。所_レ

奏河内直多那斯麻都等事無_レ報助_一也。

五、欽明天皇六年。是歲。高麗大亂被_二誅殺_一者衆。百濟本記云。十二月申午。高麗國細群與_二鹿群_一戰于宮門。伐_レ鼓戰鬪。細群敗_レ解_レ兵三日。盡捕_二誅細群_一子孫。戊戌。狼鴫香岡上王薨也。

六、欽明天皇七年。是歲高麗大亂。凡鬪死者二千餘。百濟本記云。高麗以_二正月丙午_一立_二中夫人子_一爲_レ王。年八歲。狼王有_二三夫人_一。正夫人無_レ子。中夫人生_二世子_一。其

男氏鹿群也。小夫人生_レ子。其男氏細群也。及_二狼王疾篤_一。細群鹿群各欲_二立_二其夫人之子_一。故細群死者二千餘人也。

七、欽明天皇十一年春二月辛巳朔。庚寅。遣_レ使詔_二于百濟_一。百濟本記云。三月十二日辛酉。日本(中略)夏使人阿比多卒_二三舟_一來至_二都下_一。

四月庚辰朔。在_二百濟_一日本王人方欲_レ還之。百濟本記云。四月一日。庚辰日本阿比多還也。

六、欽明天皇十七年春正月(中略)別遣_二筑紫大君_一。百濟本記云。筑紫大君_二君兒火中君弟_一率_二勇士一千_一。衛_レ送彌氏。

以上百濟本記。

以上の引用書目を見ると、少くとも三つの百濟國に關する記録が當時にあつて書紀編纂に役立つものであつた事がわかる。第一に百濟記、第二に百濟新撰、第三に百濟本記がこれである。この三つの記録の性質は、引用箇所が極めて僅かである爲に充分明かでないが、多少とも三書の間には編纂時代に前後がある事が視はれる。三書の配列は百濟記は神功攝政紀より雄略紀まで、新撰は雄略紀より武烈紀まで、本記は繼體紀より欽明紀まで、新撰引用の時代に百濟紀が一ヶ條(五、百濟王都陷落の事)入つてゐる外は、

年代的に順次にまとめられて引かれてある。更に其の文を検すると、この記録成立の前後の關係が猶明かに知られる。

第一に紀年法について見ると、百濟記及び新撰は干支を記すのみ(例へば壬午年、乙卯年冬、辛丑年)であるに反して、本記に於ては大歲辛亥三月の如く月を入れ更に又三月十二日辛酉、四月一日庚辰の如く日の干支迄も書き加へて、他の二書よりも精確さを加へてゐる。三書の引用文は年或は月日にかけて書かれた舊態を留めてゐる所から考へれば、大體百濟に關する編年的な記録である事が知れやう。

第二に日本の事を百濟記では貴國(一ヶ所大倭)と書き、新撰では倭或は大倭となし、本記では日本となつてゐる。支那及半島で古來日本が倭と稱せられたのは、支那では後漢書以來の記録により、朝鮮では高句麗好太王の碑文で知る事が出来るが我國を稱して日本といふ文字を用ひるやうになつたのは左程早い事ではない。推古朝「日出處天子云々」の句を以つて支那に對して日の本と云ふ觀念の發芽を見せてはゐるが、日本と云ふ字句が彼の地の記録に見えるのは、唐書以來である。唐書の日本傳によれば、日本の字句を説明して「咸亨元年。遣使賀平高麗。後稍習夏音。惡倭名更號日本。使者自言。國近日出所。」としてゐる。我が國では齊明紀に引用された高麗沙門道顯の「日本世記」があり、又同紀に引用された伊吉連博徳の日記と思はれる書に唐の朝廷にて「日本國天皇平安以不。」と訊ねられた事を記してゐる。即ち日本と云ふ語は唐代に入つて漸く用ひられたものである事を知る。従つて文字によつて解釋するならば、百濟本記は百濟滅亡後の編述であつて、他の書に比べて最も降つた時代の書である事が判然する。然し乍ら日本

を稱して貴國と云ひ、大倭と云ひ天朝と云ふ類は、半島側の記録としては不自然である。のみならず、百濟新撰に混支王が倭に向ふ時筑紫の島に到て子を産み、後其子が即位して志麻王と呼ばれた由來を説明してゐるのは、國語の島——志麻と通音による日本的な説明傳説である。反つてその島を百濟人號して主島となすと云ふ註釋的な句は、百濟人自身の説話記録として如何にも不自然である。日本を貴國、大倭と云ひ自國を百濟と國名を特記する如きは、半島に生活してゐた百濟人の筆になつたものとは考へられぬ。是を我が國人の勝手な潤色と考へればそれまでであるが、然し原書の文句迄自由に變更する恣意を書紀の編者が持つてゐたか頗る疑問である。さすれば我國に歸化した所の百濟人の手によつて書かれた記録であると考へるのが、最も穩當であらう。

假令比較的新しい時代に歸化百濟人の手になつたにせよ、その材料となつたものは、更に古い半島に於ける記録であつたに相違ない。その例は日本の固有名詞の書き方に現れてゐる。百濟記以下日本の人名は單音の漢字を綴つてゐる。例へば職麻那那加比跪、沙至比跪、の類である。書紀の本文では前者は千熊長彦(十)であり後者は襲津彦と書かれてある。猶例を舉れば穗積臣押山が委意斯移麻岐彌となり、河内直が加不(十一)至費直となり、的臣が烏胡波臣となつてゐる如く、書紀の編者も百濟の記録に現れた日本人名を以て、日本(十二)の慣用字に引直すのに苦心してゐる。本紀の人名を以て「語訛不レ正未レ詳」等云ひ、正しからず未だ詳(十三)らかならざる人名の字をそのまま本文に書き下してゐる。欽明天皇五年の條の如きは殆んど百濟本記によつて書紀の本文が書かれたと思はれるから、この苦心が最も著しく現はれてゐる。猶茲に附言すべきは百

濟本記に連、直、臣、等の姓が見へてゐる事である。それも音字でなく、我國で使用された文字をそのまま用ひてゐる。この點から見ても本紀の性質と編纂時代の一端が示されてゐる譯である。書紀の百濟史籍の引用の場合には原書によつて事件の經過を敷衍する場合と、意を採つて摘記する場合がある。後者の例を擧ぐれば欽明天皇六年。是歲高麗大亂被_(十五)三誅殺者衆。欽明天皇七年。是歲高麗大亂凡鬪死者二千餘。とあるのはそれである。この兩條は百濟本記の文によつて綱文を書いたのに過ぎないが、事件の内容は一つのものである。それはその各々の綱文の下に引かれた本紀の文を精讀する事によつて明かである。百濟本記の語る所は、同年十二月甲午(二十日)に龜群と細群とが争ひ三日の後細群が盡く敗れ、子孫が誅せられ、二十四日(戊戌)に國王が死んだので、翌年正月丙午(三日)に至つて龜群の擁する中夫人の子が八才にして王位に即いたのである。國王の病篤き時に發した二夫人の外戚である龜群と細群の王位争ひの内訌であつた。その由來が即位の後に書かれてゐる爲、書紀編者は不用意に、是を切り離して翌年の條に入れ、一つの事件を恰も二つの様に書きわけたのである。こゝにも書紀編纂の態度が覗はれる。

又繼體天皇の崩年の如きも、百濟本記の文の意を取つて決定された箇所の一つである。

百濟の記録で書紀編纂に参照引用された箇所は、以上の如く明記されたもの以外にもあつた。神功攝政四十六年の條の説話の如き其の例である。今その大畧を茲に記すと、「百濟王東方に日本と云ふ貴き國ありと聞き、使をして道を求めて草淳國に到つたが、其の國海路遠嶮大船によるに非ざれば通はずとき、一旦歸國し翌年はじめて渡る事が出來た。」と。

以上の説話は記、紀、に物語られてゐる三韓征伐後の百濟朝貢時代の事としては了解し難い。即ち征韓説話と切離して考へらるべき所の、百濟が我國に始めて交通した由來を物語る百濟側の説話でなければならぬ。かゝる説話が百濟記の文より出たものか、或は別本であるかは不明にせよ、兎も角我國で出來た説話でない事は首肯出来る。

(三)

百濟に於ける編年體の史書が書紀編纂當時に存してゐた事は以上で明かになつたと思ふ。従つて其の内容にもられた日本に關する事項が、書紀に引用されたのも當然である。然しこの場合に天皇代によつて編年されるこの書に於て、同じく恐らく百濟王代によつて編序されたと思はれるものを如何に入れて行くか、當然問題となる。書紀にほとんど各代の百濟王の薨即年と系譜に關する記事を折り込んである事は、我國の天皇系圖、諸家の系譜の如き百濟王系譜が存し、引いて王代系譜を中軸とした所の編年書の存在を豫想せしめる。吾々は先づ書紀に見える百濟王曆について検討を加へやう。

今左に再び日本書紀に記載された百濟王曆關係の記事を拾つて列べて見ると、

神功皇后攝政五十五年。(乙亥)百濟尙古王薨。

同 五十六年。(丙子)百濟王子貴須立爲王。

同 六十四年。(甲申)百濟貴須王薨。王子枕流立爲王。

同 六十五年。(乙酉)百濟枕流王薨。王子阿花年少。叔父辰斯奪立爲王。

日本書紀に現れたる百濟王曆に就いて

應神天皇三年。(壬辰)是歲。百濟辰斯王立之失禮於貴國天皇。故遣紀角宿禰。羽田矢代宿禰。石川宿禰。木彥宿禰。噴讓其无禮狀。由是百濟國致辰斯王以謝之。紀角宿禰等便立阿花爲王而歸。同八年。(丁酉)百濟記云。阿花王立无禮於貴國。故奪我枕彌多禮。及峴南。支侵。谷那。東韓之地。是以遣王子直支于天朝。以脩先王之好也。

同十六年。(乙巳)是歲。百濟阿花王薨。天皇召直支王謂之曰。汝返於國以嗣位。

同二十五年。(甲寅)百濟直支王薨。即子久爾辛立爲王。

雄略天皇二年。(戊戌)百濟新撰云。己巳年。蓋鹵王立。

同五年。(辛丑)百濟新撰云。辛丑年。蓋鹵王遣弟琨支君。向大倭侍天皇。以脩先王好也。

同二十年。(丙辰)百濟記云。蓋鹵王乙卯年冬。狍大軍來。攻大城。七日七夜。王城降陷。遂失尉

禮。國王及太后王子等皆沒敵手。

同二十一年。(丁巳)春三月。天皇聞百濟爲高麗所破。以久麻那利賜紋洲王。救與其國。

(中畧)紋洲王蓋鹵王母弟也。

同二十三年。(己未)夏四月。百濟文斤王薨。天皇以昆支王五子中。第二末多王幼年聰明。(中畧)

使王其國(中畧)是爲東城王。

武烈天皇四年。(壬午)是歲。百濟末多王無道。暴虐百姓。國人遂除而立嶋王。是爲武寧王。百濟

新撰云。是混支王子之子。則末多王異母兄也。(下畧)

繼體天皇十七年。(癸卯)夏五月。百濟國王武寧薨。

同 十八年。(甲辰)春正月。百濟太子明即位。

欽明天皇十六年。(乙亥)春二月。百濟王子餘昌遣王子惠奏曰。聖明王爲賊見殺。

先づ以上書紀の文に現れた所によつて百濟王の系譜を表記すれば、次の如くなるであらう。

肖古—貴須—枕流—阿花—直支—久爾辛

辰斯

蓋鹵

混支—武寧

汶洲

末多—聖—餘昌

この系譜で不明な箇所は久爾辛と蓋鹵王との續柄、及び汶洲王の次に即位した文斤王の地位である。前者は後に述べる理由によつて、書紀に空隙が生じてゐる由來を知ることが出来るが、後者の記載洩は故意か偶然かわからぬ。之を朝鮮に於ける現存最古の史籍三國史記に記された所と對照して見ると左の如くなる。

〔三國史記〕

近肖古—近仇首—

辰斯

枕流—阿華—腆支—

久爾辛—毗有—

蓋鹵—

文周—

三斤—

混支—

東城—武寧—聖—餘昌

(右側の細字は書紀の字、三國遺事も全く史記と同文である)

書紀と史記とを對照比較して見ると、久爾辛以前六代及び聖王以後の系譜は全く一致してゐるが、蓋鹵

日本書紀に現れたる百濟王脈に就いて

王以下武寧王迄の數代に、著しい差異がある。

先づ書紀に全く見えない毗有王から檢すれば、宋書の百濟傳に、「毗死子慶代立。世祖大明元年遣使求除授。詔許。」とあり、毗が毗有王に相當し慶が蓋鹵王に相當する事は、その即位年代からも首肯出来る。此處に於ては朝鮮の史料たる三國史記及び遺事の系譜の正しい事が承認される。既に我國に於ても少し年代は降るが新撰姓氏錄に於て百濟國都慕王後毘有王より出でた（姓氏錄右京諸蕃下百濟不破連）と云ふ氏もあつた事が見えてゐる。書紀がこれを記載しなかつたには理由があるが、行文の便宜上後述する事とする。

次に蓋鹵王以下武寧王迄の王代の次第については書紀に於ては、或は本文に於て、或は引用の百濟史料によつて、かなり詳細に亘つて記してゐる。蓋鹵王が弟混支を我日本に遣した際、兄王の婦を貰つて途中筑紫の島で生れたのが島王であると云ふ新撰の説明があるが、この斯麻王は即ち武寧王である。新撰に云ふ辛丑年即ち雄略天皇五年混支王が我國に來朝の際斯麻王が生れたとすれば、即位當時は四十一才である。以上の説話によれば武寧王（志麻王）は蓋鹵王から見れば甥であり、又事實は蓋鹵王の子でもあつた。百濟新撰の文「武寧立。諱斯麻王。是混支王子之子。則未多王異母兄也。」を書紀の篇者が疑つて「嶋王是蓋鹵王之子也、是曰異母兄未詳也。」とあるのも不思議ではない。書紀の説話を信すれば兩方の關係が同時に成り立つ。然るに一方三國史記に於ては斯麻王即ち武寧王は蓋鹵王の玄孫となり、こゝに書紀の系譜と大きな開きが生じてゐる。蓋鹵王の崩年から武寧王の即位年迄は、僅かに二十六年間である。この短

い期間に於て如何に蓋鹵王が高齡であり、武寧王が幼年であつても、史記に云ふ如く三世の子孫が即位すると云ふ事は、餘程特殊な場合しか考へられぬ。それも然し全然不可能と云ふ譯でもないが、史記の系譜に更に支障を來す一條がある。南齊書百濟傳に次の文がある。「制詔都督百濟諸軍事鎮東大將軍百濟王牟大。今以大襲祖父牟都爲百濟王即位。」と。右の年代は南齊書缺文の爲明記されてゐないが、「南史」「冊封元龜」等によつて齊の永明八年牟大遣使の事として記されてゐる。百濟王曆を以て當時の百濟王を按ずれば、牟大は東城王であり、(三國史記にも東城王諱牟大或作摩矣とあり)前王牟都は三斤王であらなければならぬ。即ち漢史によれば東城王は三斤王の孫でなくてはならぬのに、三國史記では從弟になつてゐる。而も三斤王の即位は史記に「王薨繼位年十三歲」と述べてゐる。三國史記編者もこの矛盾を氣付いて次の如く冊封元龜、齊書の記事を疑つてゐる。

「冊封元龜云。南齊建元二年。百濟王牟都遣使貢獻。詔曰。寶命惟新。澤被絕域。牟都世蕃東表。守職退外。可即授使持節都督百濟諸軍事鎮東大將軍。又永明八年。百濟王牟大遣使上表。遣謁者僕射孫副。策命大襲亡祖父牟都爲百濟王。曰。於戲惟爾世襲忠勤。誠著遐表。海路肅澄。要貢無替。式循彝典。用纂顯命。往敬哉。其敬膺休業。可不慎歟。行都督百濟諸軍事鎮東大將軍百濟王。而三韓古記無牟都爲王之事。又按牟大。蓋鹵王之孫。蓋鹵第二子昆支之子。不言其祖牟都。則齊書所載不可不疑。」今漢史に云ふ如く、三斤王が東城王の祖父であるならば、書紀に引かれた史料に現れて續柄の不明な文斤王の位置が與へられる。然し父系から云へば東城王の祖父は混支、蓋鹵王の父でなければならぬ。蓋鹵王の父が毗有王である事は

確かであるから、或は母系の祖父にあたるかとも考へられる。書紀に文斤王の系譜が示されていないのも毗有王と同時代の人物であつた結果、毗有王が省略されたと同様な理由によるものかも知れない。以上三國史記の系譜が漢史と矛盾し年序に特種な場合を示すに反して、漢史と矛盾せずより一般的な場合である日本書紀の系譜に、多くの信據すべき理由があるであらう。三國史記は勿論百濟の舊記を採用した事は肯定出来ても、書紀編纂の場合の百濟の材料に比すれば、問題にならぬ程少い。高麗の中葉に編まれた三國史記は百濟の史料は最も貧弱であつた。三世紀前の奈良朝初期に編纂された書紀には外國史料としては當然百濟關係の史料が豊富であつたに相違ない。

(四)

次に百濟王各代の薨去及び即位の年を日本書紀と三國史記の兩書に現れた所を比較して見やう。

三國史記			日本書紀		
千支	西紀	薨即年	千支	西紀	薨即年
乙亥	三七五	近肖古王薨 近仇首王即	乙亥	二五五	肖古王薨
甲申	三八四	近仇首王薨 枕流王即	甲申	二六四	貴須王薨 枕流王立
		○			
		△			
		×			

對照符號
○…千支一致
△…書紀が一年後
×…不一致

日本書紀に現れたる百濟王簪に就いて

己 未	丁 巳	乙 卯	乙 未	丁 卯	庚 申	乙 巳	壬 辰	乙 酉
四七九	四七七	四七五	四五五	四二七	四二〇	四〇五	三九二	三八五
東城王即 三斤王薨	三斤王即 文周王薨	文周王即 蓋鹵王薨	蓋鹵王即 毗有王薨	毗有王即 久爾辛王薨	久爾辛王即 臚支王薨	臚支王即 阿莘王薨	阿莘王即 辰斯王薨	辰斯王即 枕流王薨
○		○	×		×	○	○	○
己 未		乙 卯	巳 己		甲 寅	乙 己	壬 辰	乙 酉
四七九		四七五	三〇九		二九四	二八五	二七二	二六五
東城王立 文斤王薨		蓋鹵王薨	蓋鹵王立		久爾辛王立 直支王薨	直支王立 阿花王薨	阿花王立 辰斯王薨	辰斯王立 枕流王薨

甲 戌	五五四	聖明王薨 威德王昌即	○	甲 戌	五五四	聖明王薨 餘昌立
癸 卯	五二三	武寧王薨 聖明王即	△ ○	甲 辰	五二四	聖明王立
辛 巳	五〇一	東城王薨 武寧王即	△	壬 午	五〇二	東城王除 武寧王立

右の對照表で先づ氣付くことは、直支王以前の王代に於て各王の薨即年は概ね干支は一致してゐるが、書紀が史記よりも百二十年、即ち干支二運遡つた年に記されてゐる事である。これは始めに述べた神功皇后の紀年決定の際に誤まれた結果を物語るものである。魏志の文を典據として定められたと思はれる書紀の百二十年引き上げられた時代に相當する百濟王有は、干支を合せて矢張りそれだけ遡つた年代として書紀には書かれてゐる。蓋鹵王薨年以降は正當な紀年になつてゐるから、列序して行く間には何處かに百二十年の空際が生ぜねばならない。書紀の編者も、この紀年の分離に氣付いたと思はれ、この空隙をそのままにして置かなかつた。書紀に於て、百濟王有の空隙を滿す努力によつて生ずる混亂が、直支王から蓋鹵王の間、即ち我が天皇で云へば應神天皇晚年から雄略天皇の初年にかけて認められる。直支王の即位迄は干支はほど一致してゐるし、蓋鹵王の即位からは干支と實年代が一致してゐるにかゝわらずその中間に於ては毗有王の王曆を全然省略し、蓋鹵王の即位を史記よりも二十六年（表面は干支二運を差へて百四十

六年の差となつてゐるが古くなしてゐる。此處に於て兩書に現はれた年代の最も著しい開きが見られる。毗有王即年と蓋鹵王即年については、三國史記がほゞ信據出来る事は、支那史料と參看對照するによつて證明される。即ち宋書百濟傳をみると「元嘉七年。百濟王餘毗復修貢職以映爵號授之。二十七年。毗上書獻方物。」とある。元嘉七年は西紀四三〇年で同二十七年は四五〇年である。三國史記では毗有王の四年及び二十四年となり、宋書の文を以て次の如く記してゐる。「毗有王四年夏四月。宋文皇帝以王復修職貢。降使册授先生王映爵號。映支王十二年。東晉册命爲使持節都督百濟諸軍事鎮東將軍百濟王。」又毗有王十四年冬十月。遣使入宋朝貢」とあるは二十四年の誤であらうか。一方日本書紀では百濟新撰を引いて己巳歲（西紀三〇九年）であるが百二十年降して四二九年）蓋鹵王即位とあれば、元嘉七年は恰も蓋鹵王の即位二年に相當し、元嘉二十七年は同王の二十二年に當る譯である。然るに書紀では同じく蓋鹵王の二十九年となつてゐる。大明元年（西紀四五七年）には百濟王は代が代つてゐる。即ち宋書百濟傳に「毗死。子慶代立。世祖大明元年。遣使求除授。詔許。二年。慶遣使上表曰。（中略）太宗泰始七年。又遣使貢獻。」とあり、毗に代つて立つれ子の慶は大明元年、同二年、及び泰始七年（西紀四七一年）の都合三回の遣使をなしてゐる。三國史記はこの慶を以て蓋鹵王に發てゝゐる。書紀の王代では毗及び慶の代が皆蓋鹵王である結果となつてゐるのである。よつてこの場合三國史記の王曆を正常のものと認めねばならぬ。

かゝる干支二連の空隙が書紀に生じたとすれば、その間に記すべき對韓記事も自然あり得ないのである。應神天皇末年より雄略天皇初年にかけて半島側の史料から出たと思はれる記事が書紀に無いのは、實にか

ゝる事情より生じた結果に外ならぬ。之を以て當代の史料の欠乏と見るのは謬見である。

次に兩者を對照して書紀の方の即位が一年遅れて記されたのに貴須王と聖明王がある。即ち肖古王の薨年(西紀三七六年)を以て即位の年としてゐる。武寧王薨年と聖明王即位年も同様の關係にある。是は然し單なる稱元法の差から來る不一致にすぎない。即ち三國史記の踰年稱元法であるによるのである。

元來國王即位元年は、前王の薨去の翌月からする所謂踰月稱元法と、その翌年を新王元年とする踰年稱元法とがある。三國史記の編者金富軾も、新羅本記南解次次王の條に於て稱元法を次の如く論じてゐる。

「論曰。人君即位、踰年稱元。其法詳於春秋。此先王不刊之典也。伊訓曰。成湯既没。太甲元年。正義曰。成湯既没。其歲即太甲元年。然孟子曰。湯崩。太丁未立。外丙二年。仲壬四年。則疑若尙書之脱簡。而正義之誤說也。或曰。古者人君即位。或踰月稱元年。或踰年而稱元年。踰月而稱元年者。成湯既没。太甲元年。是也。孟子云太丁未立者。謂太丁未立而死也。外丙二年。仲壬四年者。皆謂。太丁之子。太甲二兄。或生二年。或生四年而死。太甲所以得繼湯耳。史記使謂此仲壬外丙。爲二君。誤也。由前。則以先君終年。即位稱元。非是。由後則可謂得商人之禮者矣。」かく論じながらも、史記編者の實際に採用した法は、踰月稱元法であつた。これに反し、我日本書紀編纂に際して各代の天皇即位元年は、踰年稱元法によつてゐる。

書紀に示された百濟王曆に見える稱元法は、その何れか明かでない場合もあるが、總じて踰月稱元法により、間々新しい日本書紀天皇代の形式と同様な踰年稱元法も採られてゐた事が察知出来るのである。

次に又末多王（東城王）無道にして國人是を除き島王（武寧王）を立てたといふ日本書紀の紀年は三國史記よりも一年後れてゐる。これもやはり踰年稱元による島王の元年を標準として記事をなしたために一年の差が生じたものと思はれる。三國史記では新王の即位の年を以て凡て前王の薨去となつてゐる。この年に東城王が薨去したか、武烈紀によれば位を除いたのみあり死去の事には及んでゐない。劃一的に薨去とする史記の文は實情に遠さかるものである。

以上述べた所要約すれば、近肖古王の薨去より腆支王の即位までと、蓋鹵王薨去以降の干支がほぼ一致し、其の中間に於ては兩書の示す所がかなり喰ひ違つてゐる。この誤差の禍根は日本書紀の神功皇后紀年の誤まられた決定にあるのである。

(五)

神功皇后攝政紀以下に記された百濟王曆は、大體に於てよく百濟の古傳の面影を殘し、三國史記の不備を補ふものとして貴重な材料である。但し神功皇后の年代を、魏志倭人傳に見える卑彌呼の時代としたために、中途に於て混亂を生じたのである。若し百濟王曆が日本の古傳と何等關係なく列敘せられたならば、中斷なく百濟史料のまゝに右の差序も生じなかつたであらう。而も書紀の編者が敢てこれをなした點は、やはり皇后の三韓征伐の説話と切離しては、百濟入貢の起源が物語り得ない事實に、原因してゐるものといはねばならぬ。

神功皇后攝政紀以下に見える百濟の古傳に基く對韓記事は、干支二運を降して始めて承認され得る一聯

の脈絡ある物語りである。従つて百濟が大和朝廷と交渉を開始したのは四世紀の後半のことで、當時百濟は高句麗との對戰に苦しんでゐたのであつた。かゝる状態が我國の勢力をして、新羅任那より西北に進出して直接高句麗と干戈を交ふる事態に迄立到らしめたものであつた。即ち「倭以辛卯年來渡海破百殘□□
□羅以爲臣民」といふ高句麗好太王の碑文の事實が、四世紀末（辛卯年は西紀三九一年）の事として承認出来る。又書紀に見える百濟王族が我國へ人質として來朝してゐた事も、右の状態が五世紀迄繼續してゐた事を條件として、考へ得られることである。

右の如く、日韓交渉史研究に書紀に引用された百濟史料の持つ價值は大きい。然し、今はその性質の一端を王曆について考へ、基礎的な史料吟味の問題に止めておく。